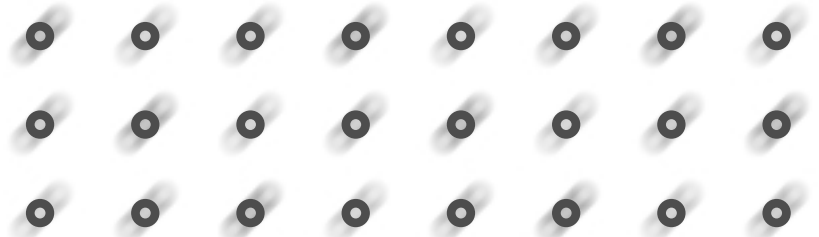


ソニー損保 アニュアルレポート 2001



資料編

ソニー損害保険株式会社

つながること。新しいこと。one one



1 会社の概要	
(1)株主・株式の状況	
株式分布状況および大株主	2
資本金の推移および最近の新株の発行	2
(2)役員一覧	2
(3)従業員の状況	3
(4)社外・社内の監査・検査体制	3
2 会社の運営	
リスク管理・コンプライアンス(法令遵守)体制	4
3 事業の概況	
(1)2000年度の営業概況	5
(2)主要な経営指標等の推移	6
(3)主要な業務の状況と保険契約に関する指標	
正味収入保険料	6
元受正味保険料(含む積立保険料)	7
解約返戻金	7
正味支払保険金・損害率	7
事業費率	7
保険引受利益	8
契約者配当金の額	8
(4)資産の運用	
運用資産の概況	8
利息及び配当金収入・資産運用利回り	8
海外投融資残高	9
(5)ソルベンシー・マージン比率	9
4 経理の状況	
(1)計算書類	
貸借対照表	10
損益計算書	12
キャッシュ・フロー計算書	13
貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移	14
損失処理の状況	15
従業員一人当たり総資産	15
(2)資産・負債の明細	
現金及び預貯金	15
商品有価証券	15
保有有価証券	15
保有有価証券利回り	15
有価証券残存期間別残高	16
業種別保有株式の額	16
貸付金担保別残高	16
貸付金残存期間別残高	16
使途別貸付金残高及び構成比	16
業種別貸付金残高及び構成比	16
規模別貸付金残高及び構成比	16
不動産及び動産	16
保険契約準備金	16
引当金	17
貸付金償却の額	17
資本金	17
資本剰余金	17
利益準備金及び任意積立金	17
(3)損益の明細	
有価証券売却損益及び評価損	18
不動産動産等処分損益	18
事業費(含む損害調査費)	18
(4)リスク管理債権	
破綻先債権	18
延滞債権	18
3ヵ月以上延滞債権	18
貸付条件緩和債権	18
(5)債務者区分に基づいて区分された債権	18
(6)時価情報等	
有価証券	19
金銭の信託	19
金融先物取引等	19
保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	19
先物外国為替取引	19
証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引 または外国市場証券先物取引	19
証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証 券市場における有価証券先物取引と類似の取引	19
(7)連結財務諸表	19
5 主要な業務	
(1)取扱商品	
自動車保険	
商品の特長	20
主な補償内容	20
割引制度	21
所得補償保険	
商品の特長	21
傷害保険	
商品の特長	22
補償の概要	22
(2)事故解決サービス	
自動車保険 / 傷害保険	
「one on one 事故解決プログラム」	23
全国規模のサービスネットワーク	24
インターネットによる「事故対応経過のご案内」サービス	24
所得補償保険	24
(3)付帯サービス(one on one クラブ)	25
(4)保険のしくみ	
損害保険のしくみ	26
損害保険契約の性格	26
再保険について	26
(5)約款について	
保険約款とは	26
ご契約時の留意点	26
約款に関する情報提供方法	26
(6)保険料について	
保険料の支払い・返還	27
保険料率	27
(7)契約者配当について	27
(8)保険金の支払い	
自動車保険	
保険金をお支払いするまでの流れ	27
保険金支払いに関する制度	28
保険金支払後の補償内容について	28
傷害保険	
保険金をお支払いするまでの流れ	28
保険金支払後の補償内容について	28
所得補償保険	
保険金をお支払いするまでの流れ	28
保険金支払後の補償内容について	28
(9)契約締結のしくみ	
保険募集の手段について	29
クーリングオフ制度について	29
6 損害保険用語の解説	30

1 会社の概要

(1) 株主・株式の状況

株式分布状況および大株主

当社の株主は、「ソニー株式会社」1社のみです。

(2001年3月31日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニー株式会社	品川区北品川 6-7-35	20万株	100%

資本金の推移および
最近の新株の発行

(2001年3月31日現在)

年 月 日	新株発行数	発行済株式総数	増 資 額	資 本 金
1998年6月10日	9,600	9,600	-	480,000,000
1999年4月3日	400	10,000	20,000,000	500,000,000
1999年7月24日	20,000	30,000	1,000,000,000	1,500,000,000
1999年8月20日	70,000	100,000	3,500,000,000	5,000,000,000
2000年7月4日	100,000	200,000	5,000,000,000	10,000,000,000

(2) 役員一覧

(2001年8月1日現在)

役 職	氏 名	担当、委嘱および兼職の状況
代表取締役社長	やまもと しんいち 山本 真一	
取締役	ふじやま ゆうろう 藤山 勇朗	経営管理部担当 財務部長、人事総務部長
取締役	よねざわ けんいちろう 米澤 健一郎	ソニー株式会社 執行役員上席常務
取締役	なかじま かおる 中島 薫	ソニー株式会社 リスクアンドインシュアランス部統括部長
取締役	わたなべ ひろとし 渡辺 寛敏	ソニー株式会社 グループ財務戦略部長兼金融戦略室長
取締役	おき まさひろ 沖 雅博	ソニー生命保険株式会社 取締役執行役員副社長
取締役	おくだ たろう 於久田 太郎	ソニー生命保険株式会社 取締役執行役員専務
常勤監査役	かねだ まさみつ 兼田 雅光	
監査役	ふじかた ひろみち 藤方 弘道	ソニー生命保険株式会社 監査役
監査役	たかはし まさや 高橋 正弥	ソニー株式会社 経理部統括課長
監査役	はせがわ しょうじ 長谷川 尚示	ソニー株式会社 経理部マネジャー
執行役員	あおき たかし 青木 隆	商品企画部、再保険室担当 クロスマーケティング部長
執行役員	ふくや まさよし 福谷 仁良	ダイレクトマーケティング部担当 ビジネス推進部長
執行役員	こだま まさひろ 児玉 雅弘	損害サービス部長

(3)従業員の状態

(2001年3月31日現在)

区 分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合 計	197名	33.2歳	1.2年	440千円
男 子	112名	35.9歳	1.4年	554千円
女 子	85名	29.6歳	1.0年	311千円

(注) 1. 平均給与月額は時間外手当ほか諸手当を含みますが、賞与は含まれておりません。
 2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しております。

(4)社外・社内の監査・検査体制

当社は、保険業法第129条および第305条の定めにより金融庁の検査ならびに大蔵省財務局の検査を受けることとなっております。

社外の監査としては、このほか、保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類について商法特例法に基づく中央青山監査法人の会計監査を受け、監査報告書を取りつけております。また、社内の監査・検査としては、監査役が行う商法上の監査と、検査部による社内検査があります。

2 会社の運営

リスク管理・コンプライアンス(法令遵守)体制

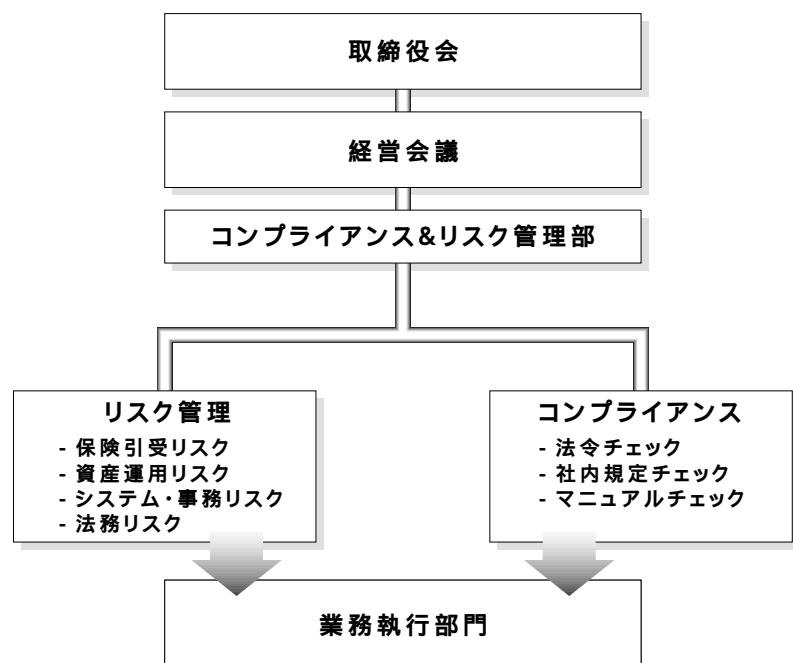
金融の自由化や規制緩和の進展などにより、損害保険会社を取り巻く環境は急速に変化してきております。損害保険会社に関わるリスクとしては、巨大災害などにより引き起こされる「保険引受リスク」をはじめ、資産運用に関わる「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」、業務運営に関わる「事務リスク」、コンピュータのシステムダウンなどにより発生する「システムリスク」、訴訟などの「法務リスク」などがありますが、社会・経済の発展に伴いリスクも多様化・複雑化してきており、各種リスクに対する適切な管理の重要性が年々高まっております。

このような経営環境の中、当社ではリスク管理を経営の重要課題として位置付け、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化したときの対策など、リスク管理の強化に取り組んでおります。

また、コンプライアンス(法令遵守)に関してもリスク管理と同様にその重要性を認識し、経営の重要課題の一つとして実効性のある体制構築に取り組んでおります。

具体的には、リスク管理およびコンプライアンスの推進業務を統括する「コンプライアンス&リスク管理部」を中心として、当社で策定した「コンプライアンス&リスク管理プログラム」を実行するとともに、代表取締役、常勤監査役および執行役員の経営陣と全部長をメンバーとする業務運営状況の定例報告会において、リスク管理やコンプライアンスの推進に関する報告を適宜実施し、リスク管理体制ならびにコンプライアンス推進体制の整備と日常管理の充実に向けて、従来にも増して力を注いでおります。

当社は、お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置くことを経営理念に掲げ、健全かつ公正な経営を推進するため、今後ともリスク管理体制・コンプライアンス体制の強化・推進に向けて取り組んでまいります。



3 事業の概況

(1) 2000年度の営業概況

【営業の概況】

1999年10月、「ダイレクト保険会社」というビジネスモデルをベースに保険業界に参入した当社は、当年度初めて12カ月間の営業を行いました。開業時より、お客様一人一人とのダイレクトな関係を大切にする「one on one」をコーポレートスローガンに掲げ、自動車保険のダイレクト販売を中心としたビジネスを展開しておりますが、当年度においては主に以下の施策を実行してまいりました。その結果、継続的な広告プロモーションによる認知度向上や充実した商品・サービスの提供などの成果もあり、契約者数は順調に伸びました。

商品開発

お客様のニーズに一層マッチした商品を提供するため、自動車保険に付帯できる関連商品の開発に努めました。2000年7月には契約した車で出掛けの際の車外での、ケガ・携行品の破損・他人への賠償に備えるための新商品「おりても特約」の販売を開始しました。また、2001年2月には、新しいリスク細分基準として、業界で初めて車の型式を保険料に反映させた新料率を採用したほか、年間走行距離区分を従来の4区分から5区分に拡大しました。さらに、業界初の継続割引制度や新商品「あしすと特約」の認可も取得しました。

マーケティング活動

広告媒体を活用したダイレクトモデルの積極的な展開はいうにおよばず、ダイレクト保険会社の強みを生かした独自のチャネル戦略を展開しました。お客様がスムーズに当社にアクセス出来るよう、またネットワーク時代にふさわしいサービスが提供できるよう、ウェブ関連ビジネスで活躍する企業との提携や携帯電話を利用した保険料の見積サービスの開始、ソニーグループ各社との連携など、常に新しい取り組みを行ってまいりました。

損害サービス

当社は、開業以来損害サービス分野には特に注力しております。「1事故1担当者制」や事故発生時の「初動対応結果の即日報告」、「中途経過報告」による対応は、当社の顧客満足度調査でも高い評価を得ることができました。

【営業の成果】

以上のような活動を通じて営業の伸展に努力した結果、2000年度の損益状況については、保険引受収益7,529百万円、資産運用収益70百万円を合計した経常収益は7,600百万円となりました。

一方、保険引受費用7,019百万円、資産運用費用0百万円、営業費及び一般管理費9,312百万円に、保険業法第113条第1項の規定に基づく繰延額3,849百万円ならびに当年度償却額760百万円を計上した経常費用は13,242百万円となり、経常損失は5,641百万円となりました。これに特別損失ならびに法人税及び住民税を含めた当期損失は5,660百万円となりました。

保険引受の概況については、正味収入保険料は7,529百万円となりました。一方、正味支払保険金1,884百万円、損害調査費711百万円を計上した結果、正味損害率は34.5%となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費については9,297百万円となった結果、正味事業費率は123.2%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額等を加減した結果、保険引受損失は3,786百万円となりました。

【資金調達、資産運用の概況】

通常の予測を超える損害の発生に対する十分な支払余力を確保するため、2000年7月に新株発行による100億円の資本調達を行い、資本金・資本準備金は各100億円になりました。また、当期末時点の総資産は前期末に比べて9,858百万円増加し18,999百万円となっており、その内運用資産11,191百万円は、主に有価証券9,805百万円、預貯金1,304百万円などからなっております。資産運用収益は公社債での運用を増加させたことから70百万円となりました。

【会社に対処すべき課題】

一年半の営業活動を通じてダイレクトモデルの運営ノウハウを蓄積することができました。今後はこのノウハウの一層の深耕を図るため各種施策を積極的に実施し、当社の事業基盤の確立と企業価値の最大化に全力を尽くしてまいります。具体的には、お客様のニーズに対応した商品の開発 業務の効率化 マーケティング戦略の多様化の推進 サービスの品質向上 法令遵守体制およびリスク管理体制の充実 個人情報保護の実効性を確保するための社内管理体制の整備、等を当社に対処すべき課題として積極的に取り組んでまいります。

(2) 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	年 度				
		1996年度	1997年度	1998年度 ^{(注)1}	1999年度	2000年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	-	-	-	1,308	7,529	475.3%
保険引受利益 (対前期増減率)	-	-	-	5,902	8,786	-
経常収益 (対前期増減率)	-	-	2	1,316	7,600	477.2%
経常損失 (対前期増減率)	-	-	3	3,430	5,641	-
当期損失 (対前期増減率)	-	-	4	3,457	5,660	-
正味損害率	-	-	-	34.7%	34.5%	
正味事業費率	-	-	-	420.4%	123.2%	
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	-	-	-	7	70	824.9%
運用資産利回り	-	-	-	0.16%	0.68%	
有価証券残高	-	-	-	2,285	9,805	
貸付金残高	-	-	-	-	-	
責任準備金残高	-	-	-	1,143	4,669	
資本金 (発行済株式総数)	-	-	480 9,600株	5,000 100,000株	10,000 200,000株	
純資産額	-	-	955	6,537	10,877	
総資産額	-	-	1,109	9,140	18,999	
自己資本比率	-	-	86.1%	71.5%	57.3%	
配当性向	-	-	-	-	-	
ソルベンシー・マージン比率	-	-	-	12,717.0%	2,357.7%	
従業員数	-	-	40名	164名	197名	

(注) 1. 1998年度はソニーインシュアランスプランニング株式会社(以下本資料編において準備会社と表記)の数値です。

2. 保険引受利益 = 保険引受収益 - (保険引受費用 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ± その他収支 なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

3. 正味損害率、正味事業費率、ソルベンシー・マージン比率については、次頁以降の当該項目の注記を参照願います。

(3) 主要な業務の状況と保険契約に関する指標

正味収入保険料

(単位:百万円、%)

種 目	年 度	1998年度			1999年度			2000年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 上	上	-	-	-	-	-	11	0.2	-	-
傷 害	害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車	車	-	-	-	1,308	100.0	-	7,488	99.5	472.2
自動車損害賠償責任	責任	-	-	-	-	-	28	0.4	-	-
その他の	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	計	-	-	-	1,308	100.0	-	7,529	100.0	475.3

(注) 正味収入保険料：元受契約と受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

元受正味保険料（含む積立保険料）

（単位：百万円、％）

種 目	年 度	1998年度			1999年度			2000年度		
		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車		-	-	-	1,312	100.0	-	7,508	100.0	472.2
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	1,312	100.0	-	7,508	100.0	472.2
従業員一人当たり元受正味保険料（含む積立保険料）		-	-	-	8	-	-	38	-	376.3

(注) 1. 元受正味保険料（含む積立保険料）：元受保険料から元受解約返戻金と元受その他返戻金を控除したものです。（積立型保険の積立保険料部分を含みます）
 2. 従業員一人当たり元受正味保険料（含む積立保険料）：元受正味保険料（含む積立保険料）÷ 従業員数

解約返戻金

（単位：百万円）

種 目	年 度	1998年度	1999年度	2000年度
		火 災	-	-
海 上	-	-	-	
傷 害	-	-	-	
自 動 車	-	3	78	
自動車損害賠償責任	-	-	0	
その他の	-	-	-	
合 計	-	3	78	

(注) 解約返戻金：元受解約返戻金、受再解約返戻金、積立解約返戻金の合計額です。

正味支払保険金・損害率

（単位：百万円、％）

種 目	年 度	1998年度			1999年度			2000年度		
		金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率
火 災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海 上		-	-	-	-	-	0	0.0	0.0	
傷 害		-	-	-	-	-	-	-	-	
自 動 車		-	-	-	97	100.0	34.7	1,884	100.0	34.7
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	0	0.0	1.9	
その他の		-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計		-	-	-	97	100.0	34.7	1,884	100.0	34.5

(注) 1. 正味支払保険金：元受契約と受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。
 2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

事業費率

（単位：百万円、％）

区 分	年 度	1998年度	1999年度	2000年度
保険引受に係る事業費		-	5,502	9,272
（保険引受に係る営業費及び一般管理費）		-	5,502	9,297
（諸手数料及び集金費）		-	-	24
正味事業費率		-	420.4	123.2

(注) 正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

保険引受利益

(単位:百万円)

区 分	年 度	年 度		
		1998年度	1999年度	2000年度
保 険 引 受 収 益		-	1,308	7,529
保 険 引 受 費 用		-	1,709	7,019
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		-	5,502	9,297
そ の 他 の 収 支		-	-	0
保 険 引 受 利 益		-	5,902	8,786

(注) 営業費及び一般管理費：損益計算書における営業費及び一般管理費のうち、保険引受に係る金額です。

[保険種目別保険引受利益]

(単位:百万円)

種 目	年 度	年 度		
		1998年度	1999年度	2000年度
火 災		-	-	-
海 上		-	-	0
傷 害		-	-	-
自 動 車		-	5,902	8,786
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-
そ の 他		-	-	-
合 計		-	5,902	8,786

契約者配当金の額

該当ありません。

(4) 資産の運用

運用資産の概況

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	1998年度末(注)		1999年度末		2000年度末	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
預 貯 金		453	40.9	3,033	33.2	1,304	6.9
コ ー ル 口 ー ン		-	-	-	-	-	-
買 現 先 勤 定		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		-	-	2,285	25.0	9,805	51.6
貸 付 金		-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物		27	2.5	90	1.0	82	0.4
運 用 資 産 計		480	43.3	5,409	59.2	11,191	58.9
総 資 産		1,109	100.0	9,140	100.0	18,999	100.0

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

利息及び配当金収入・資産運用利回り

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	1998年度		1999年度		2000年度	
		金 額	利 回 り	金 額	利 回 り	金 額	利 回 り
預 貯 金		-	-	3	0.10	1	0.11
コ ー ル 口 ー ン		-	-	-	-	1	0.20
買 現 先 勤 定		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		-	-	3	0.54	67	0.80
貸 付 金		-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物		-	-	-	-	-	-
小 計		-	-	7	0.16	70	0.68
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	7	0.13	70	0.48

(注) 利回りは収入金額を月平均運用額で除して算出しております。

海外投融資残高

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	1998年度		1999年度		2000年度	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
外 貨 建	外 国 公 社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 株 式	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
	外 国 公 社 債	-	-	287	100.0	500	100.0
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	287	100.0	500	100.0
合 計		-	-	287	100.0	500	100.0
外 国 投 融 資 利 回 り		-		1.37		2.47	

(5) ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円、%)

		2000年3月末	2001年3月末
(A)	ソルベンシー・マージン総額	3,589	5,083
(B)	リスクの合計額	56	431
(C)	ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	12,717.0	2,357.7

(注) 上記の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条、1996年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

【ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」

次に示す各種の危険の総額です。

保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険、および通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等)により発生し得る危険

予定利率上の危険：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 以外のもの

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」

損害保険会社の資本・基金、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金・社員配当準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

4 経理の状況

(1) 計算書類

貸借対照表

<資産の部>

(単位:百万円)

科目	年度	1999年度 (2000年3月31日現在)		2000年度 (2001年3月31日現在)		比較増減()
		金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)						
現金及び預貯金		3,033	33.2%	1,304	6.9%	1,728
現金		-	-	-	-	-
預貯金		3,033	33.2%	1,304	6.9%	1,728
コールローン		-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-
有価証券		2,285	25.0%	9,805	51.6%	7,519
地方債		998	10.9%	4,680	24.6%	3,682
社債		-	-	2,420	12.7%	2,420
外国証券		287	3.1%	500	2.6%	213
その他の証券		1,000	10.9%	2,203	11.6%	1,203
貸付金		-	-	-	-	-
不動産及び動産		97	1.1%	88	0.5%	8
建物		90	1.0%	82	0.4%	8
動産		6	0.1%	6	0.0%	0
その他資産		3,724	40.7%	7,801	41.1%	4,077
未収保険料		277	3.0%	689	3.6%	411
再保険貸		-	-	46	0.2%	46
外国再保険貸		-	-	0	0.0%	0
未収金		100	1.1%	416	2.2%	315
未収収益		2	0.0%	42	0.2%	40
預託金		10	0.1%	12	0.1%	1
仮払金		62	0.7%	219	1.2%	157
ソフトウェア		250	2.7%	270	1.4%	20
保険業法第113条繰延資産		2,991	32.7%	6,081	32.0%	3,089
その他の資産		28	0.3%	22	0.1%	5
貸倒引当金		0	0.0%	1	0.0%	0
繰延税金資産		-	-	-	-	-
資産の部合計		9,140	100.0%	18,999	100.0%	9,858

< 負債及び資本の部 >

(単位:百万円)

科 目	1999年度 (2000年3月31日現在)		2000年度 (2001年3月31日現在)		比較増減 ()
	金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)					
保 険 契 約 準 備 金	1,254	13.7%	5,702	30.0%	4,447
支 払 備 金	110	1.2%	1,032	5.4%	921
責 任 準 備 金	1,143	12.5%	4,669	24.6%	3,525
そ の 他 負 債	1,188	13.0%	2,227	11.7%	1,038
再 保 険 借	1	0.0%	21	0.1%	20
外 国 再 保 険 借	-	-	76	0.4%	76
未 払 法 人 税 等	11	0.1%	39	0.2%	28
預 り 金	4	0.0%	8	0.0%	4
未 払 金	1,142	12.5%	1,880	9.9%	737
仮 受 金	28	0.3%	200	1.1%	171
退 職 給 付 引 当 金	-	-	-	-	-
賞 与 引 当 金	158	1.7%	188	1.0%	30
価 格 変 動 準 備 金	0	0.0%	3	0.0%	2
繰 延 税 金 負 債	-	-	0	0.0%	0
負 債 の 部 合 計	2,602	28.5%	8,121	42.7%	5,518
(資本の部)					
資 本 金	5,000	54.7%	10,000	52.6%	5,000
法 定 準 備 金	5,000	54.7%	10,000	52.6%	5,000
資 本 準 備 金	5,000	54.7%	10,000	52.6%	5,000
欠 損 金	3,462	37.9%	9,122	48.0%	5,660
当 期 未 処 理 損 失	3,462	37.9%	9,122	48.0%	5,660
当 期 損 失	3,457	37.8%	5,660	29.8%	2,202
評 価 差 額 金	-	-	0	0.0%	0
資 本 の 部 合 計	6,537	71.5%	10,877	57.3%	4,339
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	9,140	100.0%	18,999	100.0%	9,858

【貸借対照表の注記(2000年度)】

- 有価証券の評価基準、評価方法は次のとおりです。
 - 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っています。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行っています。
- 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っています。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により換算しています。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準と償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額ならびに個別に見積った回収不能額と、税法限度額のいずれか大きい額を計上しています。
- 賞与引当金は、従業員の賞与支給にあてるため、翌年に支給することが確実に見込まれる賞与額のうち、当期帰属分を引当計上しています。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 保険業法第113条繰延資産への繰入額、償却額の計算は定款の規定に基づき行っています。
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- 自社利用のソフトウェアの減価償却については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づき定額法を採用しています。
- 不動産及び動産の減価償却累計額は28百万円です。
- 1株当りの当期損失は、32,343円96銭です。
- 商法第290条第1項第6号に規定する純資産の額は106千円です。
- 貸借対照表上に計上した動産のほか、事務機器、電子計算機等の重要な動産の一部については、リース契約により使用しているものがあります。
- 担保に供している資産は、郵便局後納料金のために預託している、現預金500千円です。
- 当期から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 1999年1月22日))を適用し、有価証券の評価方法を変更しています。この変更による経常損失および税引前当期損失への影響はありません。
- 当期から改訂後の外貨建取引等会計基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会 1999年10月22日))を適用しています。この改訂による経常損失および税引前当期損失への影響はありません。
- 将来減算一時差異に係る繰延税金資産に対し、評価性引当額の計上を行ったことにより繰延税金資産の計上は行っていません。
- 当期から保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしました。この改訂により、税効果額を控除した後のその他有価証券の評価差額を「評価差額金」として表示しています。
- 金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	1999年度 (1999年4月1日から 2000年3月31日まで)		2000年度 (2000年4月1日から 2001年3月31日まで)		比較増減 ()
	金額	百分比	金額	百分比	
経常収益	1,316	100.0%	7,600	100.0%	6,283
保険引受収益	1,308	99.4%	7,529	99.1%	6,220
正味収入保険料	1,308	99.4%	7,529	99.1%	6,220
積立保険料等運用益	-	-	0	0.0%	0
資産運用収益	7	0.6%	70	0.9%	62
利息及び配当金収入	7	0.6%	70	0.9%	63
有価証券売却益	0	0.0%	-	-	0
金融派生商品収益	-	-	0	0.0%	0
積立保険料等運用益振替	-	-	0	0.0%	0
その他経常収益	0	0.0%	0	0.0%	0
経常費用	4,746	360.5%	13,242	174.2%	8,495
保険引受費用	1,709	129.8%	7,019	92.4%	5,309
正味支払保険金	97	7.4%	1,884	24.8%	1,787
損害調査費	357	27.1%	711	9.4%	354
諸手数料及び集金費	-	-	24	-0.3%	24
支払備金繰入額	110	8.4%	921	12.1%	810
責任準備金繰入額	1,143	86.9%	3,525	46.4%	2,382
資産運用費用	0	0.0%	0	0.0%	0
有価証券売却損	0	0.0%	-	-	0
その他運用費用	-	-	0	0.0%	0
営業費及び一般管理費	5,507	418.3%	9,312	122.5%	3,804
その他経常費用	332	25.3%	760	10.0%	427
貸倒引当金繰入額	0	0.0%	0	0.0%	0
保険業法第113条繰延資産償却費	332	25.2%	760	10.0%	427
その他経常費用	0	0.0%	-	-	0
保険業法第113条繰延額	2,802	212.8%	3,849	-50.7%	1,047
経常損失	3,430	260.5%	5,641	74.2%	2,211
特別損失	23	1.8%	5	0.1%	17
不動産動産処分損	22	1.7%	3	0.0%	19
価格変動準備金繰入額	0	0.0%	2	0.0%	1
税引前当期損失	3,453	262.3%	5,647	74.3%	2,193
法人税及び住民税	4	0.3%	12	0.2%	8
当期損失	3,457	262.6%	5,660	74.5%	2,202
前期繰越損失	4	0.3%	3,462	45.6%	3,457
当期未処理損失	3,462	262.9%	9,122	120.0%	5,660

【損益計算書の注記(2000年度)】

1. (1)正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	7,750百万円
支払再保険料	220百万円
差引	7,529百万円

(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	2,001百万円
回収再保険金	116百万円
差引	1,884百万円

(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	42百万円
再保険手数料	67百万円
差引	24百万円

(4)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	1百万円
コールローン利息	1百万円
有価証券利息・配当金	150百万円
その他利息・配当金	83百万円
計	70百万円

2. 当期から保険業法施行規則の改正により損益計算書の様式を改訂しました。この改訂によりヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引に係る収益等を「金融派生商品収益」として表示しております。
3. 金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

年度	2000年度 (2000年4月1日から 2001年3月31日まで)
科目	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期損失	5,647
減価償却費	90
支払備金の増加額	921
責任準備金の増加額	3,525
貸倒引当金の増加額	0
価格変動準備金の増加額	2
利息及び配当金収入	70
有価証券関係損益()	88
支払利息	0
不動産動産関係損益()	3
商品有価証券の増加額	-
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	4,111
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	1,033
その他	30
小計	4,134
利息及び配当金の受取額	30
法人税等の支払額	7
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,110
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	11,606
有価証券の売却・償還による収入	5,201
小計	6,405
(+)	(10,515)
不動産及び動産の取得による支出	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,415
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入(基金の募集による収入)	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増加額	525
現金及び現金同等物期首残高	4,033
現金及び現金同等物期末残高	3,507

- (注)1. キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物等)は、手許現金、随時引き出し可能な預金、容易に換金可能でありかつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
2. 重要な非資金取引は該当ありません。
3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

貸借対照表・損益計算書（主要項目）の推移

[貸借対照表（主要項目）の推移]

（単位：百万円）

科 目	1998年度末 ^{(注)1}	1999年度末	2000年度末
現金及び預貯金	453	3,033	1,304
有価証券	-	2,285	9,805
コ－ル口－ン	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-
貸付金	-	-	-
不動産及び動産	30	97	88
貸倒引当金	-	0	1
繰延税金資産	-	-	-
その他資産	625	3,724	7,801
資産の部合計	1,109	9,140	18,999
保険契約準備金	-	1,254	5,702
その他負債	67	1,188	2,227
退職給付引当金	-	-	-
賞与引当金	86	158	188
価格変動準備金	-	0	3
繰延税金負債	-	-	0
負債の部合計	153	2,602	8,121
資本の部	480	5,000	10,000
法定準備金	480	5,000	10,000
欠損金	4	3,462	9,122
(当期損失)	4	3,457	5,660
評価差額	-	-	0
資本の部合計	955	6,537	10,877
負債及び資本の部合計	1,109	9,140	18,999

[損益計算書（主要項目）の推移]

（単位：百万円）

科 目	1998年度 ^{(注)1}	1999年度	2000年度
経常収益	2	1,316	7,600
保険引受収益	-	1,308	7,529
(うち正味収入保険料)	-	1,308	7,529
(うち収入積立保険料)	-	-	0
資産運用収益	-	7	70
(うち利息及び配当金収入)	-	7	70
(うち有価証券売却益)	-	0	-
(うち金融派生商品収益)	-	-	0
(うち積立保険料運用益振替)	-	-	0
その他経常収益	2	0	0
経常費用	6	4,746	13,242
保険引受費用	-	1,709	7,019
(うち正味支払保険金)	-	97	1,884
(うち損害調査費)	-	357	711
(うち諸手数料及び集金費)	-	-	24
(うち支払備金繰入額)	-	110	921
(うち責任準備金繰入額)	-	1,143	3,525
資産運用費用	-	0	0
(うち有価証券売却損)	-	0	-
営業費及び一般管理費	527	5,507	9,312
その他経常費用	-	332	760
(うち保険業法第113条繰延資産償却費)	-	332	760
保険業法第113条繰延額	521 ^{(注)2}	2,802	3,849
経常損失	3	3,430	5,641
特別損失	-	23	5
税引前当期損失	3	3,453	5,647
法人税及び住民税	0	4	12
当期損	4	3,457	5,660
前期繰越損失	-	4	3,462
当期末処理損失	4	3,462	9,122

(注) 1. 1998年度は準備会社の数値です。

2. 1998年度の保険業法第113条繰延額の欄に記載した金額（521百万円）は、商法第286条、第286条の2の規定による繰延額です。

損失処理の状況

(単位:百万円)

科目		1998年度 ^(注)	1999年度	2000年度
当	期未処理損失	4	3,462	9,122
次	期繰越損失	4	3,462	9,122
利益 に関する 諸指 標に 関	1株当たり配当金	-	-	-
	1株当たり当期損失	438円33銭	48,250円50銭	32,343円95銭
	配当性向	-	-	-

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

従業員一人当たり総資産

(単位:百万円)

区分	1998年度末 ^(注)	1999年度末	2000年度末
従業員一人当たり総資産	27	55	96

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

(2) 資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位:百万円)

区分	1998年度末 ^(注)	1999年度末	2000年度末
現金	0	-	-
預貯金	453	3,033	1,304
(郵便振替・郵便貯金)	-	-	-
(当座預金)	1	69	-
(普通預金)	0	863	1,304
(通知預金)	-	-	-
(定期預金)	(親会社預け金) 451	2,100	-
合計	453	3,033	1,304

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

商品有価証券

該当ありません。

保有有価証券

(単位:百万円、%)

区分	年度	1998年度末		1999年度末		2000年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国	債	-	-	-	-	-	-
地	債	-	-	998	43.7	4,680	47.7
社	債	-	-	-	-	2,420	24.7
株	式	-	-	-	-	-	-
外	証	-	-	287	12.6	500	5.1
そ	券	-	-	1,000	43.8	2,203	22.5
の	の	-	-	-	-	-	-
他	証	-	-	-	-	-	-
の	券	-	-	-	-	-	-
貸	有	-	-	-	-	-	-
付	価	-	-	-	-	-	-
有	証	-	-	-	-	-	-
証	券	-	-	-	-	-	-
券	計	-	-	2,285	100.0	9,805	100.0

保有有価証券利回り

(単位:%)

区分	1998年度	1999年度	2000年度
公	-	1.33	0.92
社	-	-	-
株	-	-	-
外	-	1.37	2.47
国	-	-	-
証	-	-	-
券	-	-	-
そ	-	0.18	0.25
の	-	-	-
他	-	-	-
の	-	-	-
証	-	-	-
券	-	-	-
計	-	0.54	0.80

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	年度	2000年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	-	-	-	-	-	-	-
地方	債	-	261	1,580	502	2,335	-	4,680
社	債	2,406	10	2	2	-	-	2,420
株	式	-	-	-	-	-	-	-
外国	証券	-	-	212	-	98	189	500
貸付	有価証券	-	-	-	-	-	-	-
その他	の証券	2,203	-	-	-	-	-	2,203
合	計	4,609	271	1,795	504	2,434	189	9,805

業種別保有株式の額 該当ありません。

貸付金担保別残高 該当ありません。

貸付金残存期間別残高 該当ありません。

用途別貸付金残高及び構成比 該当ありません。

業種別貸付金残高及び構成比 該当ありません。

規模別貸付金残高及び構成比 該当ありません。

不動産及び動産

(単位:百万円)

区分	年度	1998年度末 ^(注)	1999年度末	2000年度末
建	物			
営	業	27	90	82
賃	貸	-	-	-
不	動	27	90	82
動	産	3	6	6
合	計	30	97	88

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

保険契約準備金

[支払備金]

(単位:百万円)

種目	年度	1998年度末	1999年度末	2000年度末
火	災	-	-	-
海	上	-	-	23
傷	害	-	-	-
自	動	-	110	1,006
自動車	損害賠償責任	-	-	2
その他		-	-	-
合	計	-	110	1,032

[責任準備金]

(単位:百万円)

種 目	年 度	1998年度末	1999年度末	2000年度末
火 災		-	-	-
海 上		-	-	56
傷 害		-	-	-
自 動 車		-	1,143	4,587
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	26
そ の 他		-	-	-
合 計		-	1,143	4,669

引当金

(単位:百万円)

区 分	1999年度末 残 高	2000年度 増 加 額	2000年度減少額		2000年度末 残 高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	0	1	0	-	1
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
退職給与引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	158	188	158	-	188
価格変動準備金	0	2	-	-	3
合 計	158	191	158	-	192

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金

種 類	発行数	資本組入額の総額	上場取引所	摘 要
額面株式				
普通	200,000株	100億円	-	1株の券面額 5万円 券面総額 100億円
資本の額			100億円	
準備金の 資本組入額	資本組入額		摘 要	
	-			
	計		-	

資本剰余金

(単位:百万円)

区 分	1999年度末 残 高	1999年度 欠損填補に よる処分額	2000年度 増 加 額	2000年度 減 少 額	2000年度末 残 高
資本準備金(株式払込剰余金)	5,000	-	5,000	-	10,000

利益準備金及び任意積立金

該当ありません。

(3) 損益の明細

有価証券売却損益及び評価損

(単位:百万円)

区 分	年 度	1998年度			1999年度			2000年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債	等	-	-	-	0	0	-	-	-	-
株 式		-	-	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	0	0	-	-	-	-

不動産動産等処分損益

(単位:百万円)

区 分	年 度	1998年度		1999年度		2000年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
不 動 産		-	-	-	22	-	3
(土 地)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(建 物)		(-)	(-)	(-)	(22)	(-)	(3)
動 産		-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	22	-	3

事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区 分	年 度	1998年度 ^(注)	1999年度	2000年度
人 件 費		326	1,282	1,655
物 件 費		198	4,526	8,246
税金・拠出金・負担金		1	55	122
諸手数料及び集金費		-	-	24
合 計		527	5,864	9,999

(注) 1. 1998年度は準備会社の数値です。

2. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

(4) リスク管理債権

破綻先債権	該当ありません。
延滞債権	該当ありません。
3カ月以上延滞債権	該当ありません。
貸付条件緩和債権	該当ありません。

(5) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区 分	年 度	2000年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		-
危険債権		-
要管理債権		-
正常債権		459
合 計		459

(注) 1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権：破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債権者に対する債権とこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権：債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態や経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収や利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権：上記以外の債権うち、3カ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金)と、条件緩和貸付金(3カ月以上延滞貸付金以外の債権であって、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸付金)です。

4. 正常債権：債務者の財政状態や経営成績に特に問題がない上記に掲げる債権以外の債権です。

(6) 時価情報等

有価証券

(単位:百万円)

種 類	1999年度			2000年度		
	貸借対照表計上額	時 価	評 価 損 益	貸借対照表計上額	時 価	評 価 損 益
公 社 債	998	998	0	7,101	7,297	195
株 式	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	287	287	0	500	526	25
そ の 他 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
合 計	1,285	1,285	0	7,602	7,823	221

- (注) 1. 本記載の有価証券は、上場有価証券、非上場有価証券のうち、時価または時価相当額を合理的に算定できるものを対象としています。
 2. 「種類」欄の「公社債」は、貸借対照表の「国債」、「地方債」、「社債」を指し、「其他有価証券」は「その他の証券」を指します。
 3. 時価の算定方法
 (1) 上場有価証券
 主として東京証券取引所における最終価格によっています。なお、上場国債等については、日本証券業協会が公表する基準気配等によっています。
 (2) 店頭売買有価証券
 日本証券業協会が公表する売買価格等によっています。
 (3) 気配等を有する有価証券((1)、(2) に該当する有価証券を除く)
 日本証券業協会が公表する公社債店頭基準気配等によっています。
 (4) 非上場の証券投資信託の受益証券
 基準価格によっています。
 (5) 上記以外の債券(時価の算定が困難なものを除く)
 日本証券業協会が発表する公社債店頭基準気配銘柄の利回り、残存償還期間等を勘案して算定した価格によっています。
 (6) なお、内国債以外の債券については上場債券(米国国債を含む)を開示対象としており、これらの時価は、Bloomberg社によって発表された価格によっています。
 4. 開示の対象から除いた有価証券の貸借対照表の計上額は、次のとおりです。

	1999年度	2000年度
MMF(MRF)	1,000百万円	2,203百万円

金銭の信託	該当ありません。
金融先物取引等	該当ありません。
保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	該当ありません。
先物外国為替取引	該当ありません。
証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引	該当ありません。
証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引	該当ありません。

(7) 連結財務諸表

該当ありません。

5 主要な業務

(1) 取扱商品

自動車保険

ダイレクト販売のメリットを活かしたリスク細分型の自動車保険です。(普通保険約款名：総合自動車保険 Type S)

商品の特長

ダイレクト販売のメリットを活かした保険料

業務の集中化および効率化などにより、お客様に納得していただける合理的な保険料を実現しました。

「人」を中心に考えたリスク細分

お客様の「年齢」「車の使用状況(主に業務用/主に家庭用)」「年間走行距離」「車の型式」からリスクを細分し、お客様の車との付き合い方を保険料に反映させています。

高品質な補償

お客様の万が一の際にも安心していただける高品質な補償を充実させました。

補償の組み合わせが自在

お客様のカーライフにあわせて、特約や補償を選択することで、お客様にぴったりの自動車保険を設計することができます。

主な補償内容

対人賠償保険

自動車事故により歩行者や相手の車、自分の車に搭乗していた方など、他人を死傷させてしまった場合の補償です。

対物賠償保険

自動車事故により相手の車、自転車、電柱、家屋など、他人のものを壊してしまった場合の補償です。

自損事故保険

ご契約のお車の単独事故(電柱に激突、崖から転落等)などで保有者・運転者・同乗者の方が死傷され、かつ、自賠責保険の補償が受けられない場合の補償です。

無保険車傷害

事故の相手が保険に入っていなかったり、相手の保険による補償が充分でなかった場合の、ご契約のお車に搭乗していた方の死亡・後遺障害についての補償です。また、記名被保険者とそのご家族については、歩行中などご契約のお車に搭乗していないときでも補償されます。

搭乗者傷害保険

自動車事故により、ご契約のお車に乗っていた方(運転者含む)が死傷された場合の補償です。

(子供後遺障害特別保険金)

さらに、当社では、万一車に搭乗中の18歳未満の方が自動車事故で後遺障害を被った場合に、従来の後遺障害保険金にプラスして子供後遺障害特別保険金を支払います。

車両保険

ご契約のお車が、衝突・接触などで損傷したり、火災・盗難などにあった場合に保険金を支払います。車両保険には「一般車両保険」と「エコノミー+A車両保険」の2種類があります。

車内身の回り品特約

ご契約のお車の室内・トランク内に積載中のゴルフ用品やカメラなど、身の回り品に生じた損害について保険金を支払います。

人身傷害補償担保特約

自動車事故により、車に搭乗中の方や歩行中のご家族の方が被るケガなどの人身損害額を、過失の有無に関係無く、保険金額を限度に全額補償します。

「おりても特約」

ご契約のお車で外出した際、ご自宅に帰ってくるまでに起こった「外出先の車外でのケガ」「車の外に持ち出したモノの損害」「外出先での車外でのトラブルの賠償責任」について補償します。

「あしすと特約」

自動車事故により、ご契約のお車に乗っていた方が死傷された場合に、家事代行費用、18歳未満のお子様の育英費用を補償します。

割引制度

継続割引(業界初)

当社の自動車保険を継続していただいた場合、契約条件や前年度の事故の有無にかかわらず、当社での継続回数に応じてご継続の保険料を割り引きます。このような継続契約者向けの割引制度の導入は業界で初めてです。

インターネット割引

インターネットでお申込みや契約継続のお手続をされた場合、一律2000円のインターネット割引が適用されます。

所得補償保険

補償を受けられる方が、保険の契約期間中にケガや病気によって就業不能になられた場合に、保険金支払限度期間(てん補期間)中で就業不能であった期間に対して、保険金をお支払いするものです。(普通保険約款名：長期就業不能所得補償保険)

商品の特長

傷害も疾病も対象

ケガだけではなく、病気による就業不能も補償の対象となります。

広範な担保範囲

就業不能の原因となるケガや病気については、国内・国外、業務中・業務外を問いません。

長期にわたる補償

保険金支払限度期間(てん補期間)を、「10年間」「60歳まで」等の長期間で任意に設定することが可能です。

任意に設定できる免責期間

免責期間が任意に設定できるので、生命保険の保障や公的保障が受けられる期間を免責期間に設定することにより、補償の重複を回避することも可能です。

保険の契約期間が長期間

保険の契約期間は2年・3年・5年・10年から選択でき、契約期間中は毎年の更改手続が不要です。

インフレ対応が可能

保険金支払限度期間(てん補期間)が長期に及ぶことに備え、物価調整特約により、物価上昇にあわせて保険金支払額を適増させることが可能です。

保険料払込免除制度

被保険者が保険金の支払いを受けるべき就業不能となり、かつ所定の重度後遺障害に該当する場合には、免責期間満了後の保険料払込を免除します。

傷害保険

補償を受けられる方が、保険の契約期間中に生じた事故による傷害のために死亡されたり後遺障害を被られた場合や、入院・通院された場合などに、保険金をお支払いするものです。各種特約を付帯することにより、日常生活における賠償責任や、外出先での携行品の損害なども補償されますので、ファミリーリスクを幅広くカバーできます。(疾病は対象外です) 普通保険約款名：ファミリー傷害保険 Type S)

商品の特長

ライフスタイルに合わせて自由に選べる特約

主契約である「基本の補償(ケガによる死亡、後遺障害、入院、手術、通院に係る補償)」に、「特別な補償(11項目の特約)」の中から必要な特約のみを希望に応じて選択・追加することが可能です。

【「基本の補償」の主な特長】

国内・国外、業務中・業務外を問わず補償の対象となります。

生命保険や公的保障の不足分を補うために必要な金額だけを保険金額として設定することが可能です。

【「特別な補償」の11特約()以外の主な特約】()1特約については 補償の概要をご参照ください。

「基本の補償(主契約)」部分について、保険料を節約するための特約(例 就業中の危険不担保特約、等)を用意しています。

O-157など所定の感染症について、後遺障害や入院・通院費用を補償する特約も用意しています。

さまざまな家族構成に対応する4つの契約タイプ

家族全員型、家族(配偶者除く)型、夫婦型、本人型の4タイプを用意しています。

補償の重複を避け、保険料を節約できる特約

公的保障やソニー損保の自動車保険の補償と補償が重複する部分をカットするための特約を用意していますので、保険料の節約が可能です。

補償の概要

保険金の種類・特約		お支払いする場合
基本の補償	死亡保険金	傷害により、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき
	後遺障害保険金	傷害により、事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき
	入院保険金	傷害により、平常の業務または生活ができなくなり入院されたとき
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合に、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のため所定の手術を受けられたとき。なお、保険金額は入院保険金日額に手術の種類に応じて定める倍率(10倍、20倍、40倍のいずれか)を乗じた額。
	通院保険金	傷害により、平常の業務または生活に支障が生じ通院されたとき
特別な補償	個人賠償責任危険担保特約	日常生活中に他人のものを壊したり他人にケガをさせてしまい、法律上の賠償責任が生じたとき
	受託品賠償責任担保特約	日本国内で他人から借りたもの、預かったものを国内もしくは国外で壊れたり、盗まれたり、紛失した場合に、法律上の賠償責任が生じたとき
	借家人賠償責任担保特約	日本国内で賃貸マンションなどにお住まいの方が火災・ガス爆発等により借りている戸室に損害を与え、法律上の賠償責任が生じたとき
	携行品損害担保特約	自宅外で携行しているお持ち物が、偶然な事故によって壊れたり、盗難にあい、その修理費用や再購入の費用が発生したとき
	キャンセル費用担保特約	ご本人や配偶者、一親等以内の親族の方等の死亡・入院によって、予約していた旅行やホテル、パーティーなどの所定のサービス提供が受けられなくなりキャンセル費用が発生したとき
	救援者費用等担保特約	旅行中に搭乗中の飛行機が行方不明になった場合などに、親族が捜索救助費用や交通費などを負担されたとき
	臨時費用担保特約	日本国内での第三者の行為によって死亡し、基本の補償より死亡保険金が支払われる場合、臨時に必要な費用として
	育英費用担保特約	扶養者の方がケガで事故の日から180日以内に死亡されたり重度の後遺障害が生じたときに、お子様の育英費用として
	家事代行費用担保特約	ご家庭で家事を主に行われる方がケガで入院され、基本の補償より入院保険金が支払われる期間中に家事代行業者を雇い入れる費用等が発生したとき
	ペットホテル費用担保特約	飼い主の方がケガで入院され、基本の補償より入院保険金が支払われる期間中に世話ができなくなりペット(犬または猫)をペットホテル等に預ける費用が発生したとき
	ホールインワン・アルバトロス費用担保特約	日本国内の有料ゴルフ場でホールインワンまたはアルバトロスを達成し、記念パーティー費用や贈呈用記念品購入費用等が発生したとき

所得補償保険と傷害保険は、ソニー生命保険株式会社の営業社員(ライフプランナー)が募集を行っています。(ダイレクト販売は行っていません)

(2) 事故解決サービス

自動車保険 / 傷害保険

24時間365日の事故受付体制で、お客様をしっかりとサポートします。

「one on one」の mindset で、1日でも早い事故解決をめざし、「one on one 事故解決プログラム」をご用意してお客様をサポートしています。お客様専任の担当者が豊富な専門知識と経験から最適と思われるアドバイスをいたします。

また、インターネットの「事故対応経過のご案内」サービスを利用すれば、24時間365日いつでも必要なときに自動車事故の場合は事故解決の進捗状況を、確認することができます。

「one on one 事故解決プログラム」

24時間365日の事故受付と対応

24時間365日事故受付を行います。また、事故の相手の方へのご連絡、修理工場への損害の確認、代車の手配、病院での治療費の手続きなどの初期対応もスピーディです。そのほか、お客様面談や示談代行にいたるまでの事故対応サービスも平日・土日・祝日を問わずに当社損害サービススタッフが行っていきます。(土日・祝日のお客様面談や示談代行サービスは首都圏サービスセンター、関西・北陸サービスセンターで実施しています)

スピーディな対応結果のフィードバック

事故連絡をお受けしたその日のうちに事故の相手の方との対応結果をお客様にご報告します。(午後8時以降の事故受付の場合は翌日になります)対応結果をお客様にスピーディにご報告することで、より一層の安心をお届けします。

何でも相談できる、1事故1担当者制

専門知識を持ったスタッフが、お客様ひとりひとりの専任担当者として責任を持って対応します。また、自動車保険では担当者の顔写真付き「事故受付のご案内ハガキ」を送付して担当者に親近感、信頼感を持っていただける工夫をするなど、どんな些細なことでもご相談いただける環境づくりに努めています。

タイムリーな経過報告

自動車保険では、事故解決の進捗状況を分かりやすくフロー図で解説した「中途経過のご案内ハガキ」を定期的にお客様にお届けします。また、事故解決状況のご照会をE-mailでお受けする体制を整えているほか、インターネットで事故解決の進捗状況を確認することができる「事故対応経過のご案内」サービスを提供しており、24時間365日必要なときはいつでも情報を確認することができます。

インターネットの「事故対応経過のご案内」サービスのご利用を希望される場合、「中途経過のご案内ハガキ」はお送りしません。

お客様面談サービス

人身事故の場合はお客様のご要望に応じてお客様と面談をさせていただき、さまざまなお相談をお受けします。お客様が最も不安を感じていらっしゃる時にこそ、専門家のアドバイスは心強いものです。

情報パッケージ

面談時には事故解決に向けた留意点や必要な情報などを、お客様の補償内容に合わせてご用意する「情報パッケージ」を提供しています。事故解決までのステップをわかりやすく書面でご説明することで、お客様の事故後の不安軽減に努めています。

スピーディな保険金支払い

自動車保険では保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化し、ケースによっては電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディに行います。

お客様アンケート

提供させていただいた当社の損害サービスについて、常にお客様のご評価とご要望、ご意見をお伺いするため、お客様アンケートを通年で実施しています。(自動車保険の対人事故、対物事故の場合)

全国規模の
サービスネットワーク

万一事故が起きたとき、いつでも、どこにいても、安心してお任せいただけるよう6カ所のサービスセンター拠点に加え、全国に広がるサービスネットワークを構築しています。

サービスセンター拠点

首都圏サービスセンター	大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
東北サービスセンター	仙台市宮城野区榴岡2-5-30 仙台第2ビル1F
東海サービスセンター	名古屋市中区栄1-23-10 ソニー名古屋ビル4F
関西・北陸サービスセンター	大阪市西区新町1-34-15 大阪グレンチェックビル13F
中国・四国サービスセンター	広島市中区中島町2-21 ソニー広島第2ビル1F
九州サービスセンター	福岡市中央区長浜1-4-13 ソニー福岡第2ビル8F
北海道サービスセンター	2001年秋開設予定

サービスネットワーク

(2001年8月現在)

損害調査ネット	約350カ所
ロードサービスネット	約7,500カ所
指定修理工場(Smile工房)ネット	約290カ所
弁護士ネット	約70カ所

インターネットによる
「事故対応経過のご案内」
サービス
(自動車保険のみ)

事故解決の進捗状況や保険金支払いまでの流れ、今後のスケジュールなどの詳細かつ最新の情報を、24時間365日いつでも必要なときにインターネットで確認することができます。以下は主な機能とその特長です。

お客様専用のページをご用意

事故受付時にご案内する事故受付番号と「事故受付のご案内ハガキ」でお伝えするパスワードで、お客様専用のページにアクセスすることができます。

全担保内容について照会可能

ご契約の自動車保険の全担保種目および特約について、事故解決に関する最新かつ詳しい情報が確認できます。

見やすくわかりやすい画面

自動車保険の各担保種目や特約ごとに分けてご案内したり、事故発生時の状況や損害車両、事故現場の様子を画像(デジカメで撮影可能な事案のみ)や図表を用いて説明するなど、見やすくわかりやすい画面にしています。

次年度保険料の確認も可能

お客様が保険金を請求するか否かを検討する際の判断材料の一つとしていただけるよう、保険金請求の有無による、次年度概算保険料の差額などもご案内しています。

今後のスケジュールもご案内

今後1ヵ月間の当社担当者の事故解決に向けたスケジュール(対応予定)を公開することで、解決までの具体的なステップをご案内し、お客様の事故後の不安感軽減に努めています。

担当者へのメール機能

お客様ご自身の当社担当者宛にメールを送信できる機能も付けましたので、事故解決に関して、いつでも気軽にお問合せいただくことができます。

社内システムと連動させ、常に最新情報を提供

当社の損害サービススタッフが利用する社内損害調査システムと連動しているため、当社スタッフが同システムに入力する対応結果等の情報を、お客様はタイムリーに確認することができます。

所得補償保険

24時間365日の事故受付体制

ユナム・ジャパン傷害保険株式会社との業務提携

損害調査や査定などの損害サービスに関する業務および事務については、ユナム・ジャパン傷害保険株式会社に委託しています。長期就業不能所得補償保険のスペシャリストであるユナム・ジャパン傷害保険株式会社の保有する高度なノウハウを活かし、ソニー損保としてクオリティの高い損害サービスを提供します。

(3) 付帯サービス(one on one クラブ)

すべての自動車保険のご契約者が自動的にメンバーになる「one on one クラブ」では、各種充実した無料・割引サービスをご用意し、事故時だけでなく故障時もお客様をサポートします。

このサービスは当社の提携会社より提供しています。

トラブルサポート(ロードサービス)
右記のサービスを無料で提供しています。

クイックサポート

キー閉じ込みやバッテリー上がり、タイヤのパンクなどのトラブル時に、全国に広がるサービス拠点からサービススタッフが現場に急行し、応急作業を行います。(自宅駐車場も可)

レッカーサポート

事故・故障により車が自力走行不能となった場合に、電話1本でレッカー車が現場へ急行します。けん引は15キロ(継続契約者は30キロ)まで無料です。また、レッカー車に対処可能なものについては脱輪の引上げ作業も無料で行います。

宿泊・帰宅サポート

外出先での事故・故障により車が自力走行不能となり、帰宅の手段が無い場合、搭乗されている方全員(車検証記載の定員数を限度とする)の宿泊施設や代替交通機関を手配し、その費用を支払います。

緊急連絡サポート

お客様からの事故のご報告をいただいた際に、ご希望に応じて救急車・修理工場への連絡・手配、ご家族や会社への連絡などをお客様に代わって行います。

応急処置サポート

車のトラブルについて、プロフェッショナルなスタッフが電話でアドバイスします。

修理後搬送サポート

事故・故障により車が自力走行不能になり、修理工場に入庫した場合、修理完了後の車を陸送車にて自宅まで届けます。

ドライブサポート

カーケアサポート

事故・故障時の修理のほか、車検・点検時に、ソニー損保指定修理工場「S^{スマイル}mile工房」を紹介します。また、その際に、無料引取/無料納車/修理・整備期間中の無料代車の提供(時期などによりお待ちいただくこともあります)/修理箇所ワンオーナー保証などのサービスを併せて提供します。

ナビゲーションサポート(無料サービス)

ナビゲーションシステムにより渋滞情報などをお電話でご案内します。また、電話1本でご希望の道路地図をFAXでお送りします。

チャイルドシートレンタルサポート(割引サービス)

チャイルドシートのレンタルを割引料金で提供します。(提携会社のレンタル価格から割り引きます)

グッドライフサポート

右記の相談サービスを無料で提供しています。

健康・医療相談サポート

健康に関する悩みについてのアドバイスや救急病院のご案内等、24時間365日経験豊富な医療スタッフがお電話で対応します。

弁護士法律相談サポート

法律に関するご相談(30分程度)に弁護士がお電話で直接お答えします。
(予約制。祝日を除く月～金、10:00～17:00)

(4) 保険のしくみ

損害保険のしくみ

損害保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するための制度で、多数の人々が統計学に基づきリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができるという、相互扶助の精神に支えられている仕組みです。「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を得るものと言えます。

個人・企業はわずかな負担をすることにより、いざという時の大きな安心(補償)を得ることができます。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です(商法629条)。したがって、有償・双務契約であり、保険契約者と保険会社の合意のみで成立する諾成契約という性格を有しています。ただし、通常、保険会社は契約引き受けの正確を期すために、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用し、契約締結の証として、保険証券を保険契約者に対して発行します。

再保険について

再保険とは、保険会社が引き受けたその負担能力を超える部分を他の保険会社(国内外の再保険会社)に引き受けてもらうことにより、危険の平均化・分散化を図ることをいいます。

再保険を利用することにより、一保険会社で全額を負担することができない可能性のある、大火、台風などの広域大災害(自然災害)リスクの軽減が図られ、保険会社の経営の安定化につながります。

(5) 約款について

保険約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。

保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特別約款および特約条項により構成されるのが一般的です。

保険約款では主に以下の内容が規定されています。

どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか

どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか

お支払いする保険金の内容および保険金額

ご契約に際して保険会社に正しくお申し出いただく重要な事項(告知義務)

ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じれば保険会社にその事実を連絡しなければならないか(通知義務)

どのような場合に保険契約が無効または失効となるか

どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

ご契約時の留意点

保険契約は、保険会社とご契約者との約束ごとですから、ご契約にあたっては、普通保険約款・特別約款・特約条項の内容、および保険契約の申込書の記載内容を十分確認したうえでご契約いただくことが必要です。特に、以下の点にご注意ください。

ご契約内容を十分にご確認ください

保険申込書は正しくご記入ください

適切な保険金額でご契約ください

約款に関する情報提供方法

ご契約にあたってよく理解していただく必要のある事項については、「商品紹介パンフレット」「重要事項説明書」「サービスガイド」などをご用意し、約款の内容の概略をご紹介します。ご契約時には、これらのパンフレットおよび普通保険約款・特約条項を必ずご確認ください。

(6) 保険料について

保険料の支払い・返還

保険料(分割のときは初回保険料)は、ご契約と同時に支払ってください。保険のお申込みをいただき保険期間が始まって、保険料払込みをいただく前に生じた事故については、原則として保険金はお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においては、2回目以降の保険料が定められた時期までに払込みいただけない場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定に従いお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款などをご確認ください。

保険料率

当社が取り扱っている、自動車保険、傷害保険、所得補償保険の保険料率については、金融庁長官の認可を取得したうえで使用しております。

(7) 契約者配当について

当社では積立型保険(貯蓄型保険)は取り扱っておりません。

(8) 保険金の支払い

自動車保険

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化し、また、車両・対物事故などの一定事案についてはケースにより電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディに行います。

保険金をお支払いするまでの流れ (右記は概ねの流れです)

1. お客様からの事故発生のご連絡

緊急措置をお取りになったら、ソニー損保事故受付サービスセンターへご連絡いただき、事故発生状況、損害(発生)状況などをお伝えください。レッカー移動や、帰宅手段・宿泊施設の手配、病院への治療費支払手続きなどを行い、さらに初期対応時の注意点や事故解決および保険金お支払いまでの流れをご説明します。

万一自動車事故が起きた場合は、負傷者の救護・損害の拡大防止等の緊急措置を必ず行ってください。

2. お客様専任担当者のご案内

お客様専任の担当者を決定のうえ、お客様へご案内します。また、相手がある事故の場合は、その後直ちに相手方に連絡し、その結果を当日中にお客様に報告します。(お客様には、担当者の顔写真付「事故受付のご案内ハガキ」をお送りします)

3. 事故発生状況・損害状況の確認および保険金の算出

事故発生状況を調査し、損害物や損害額の確認を行います。お客様、相手方、関係者(修理工場など)との打合せを行ったうえで、お支払いする保険金の額を算出します。なお、人身事故の場合はお客様のご要望に応じてお客様と面談させていただきます。(人身事故以外の事故の場合でも必要に応じてお客様と面談させていただきます)

4. 相手方の症状経過や事故の対応経過などのご報告

相手方の症状や相手方との交渉内容など、事故解決の経過につきましては、タイムリーにお電話などでご連絡さしあげます。また、定期的に「中途経過のご案内ハガキ」をお送りして経過をご報告したり、気になるときにはいつでも事故対応経過を確認できるよう、当社ホームページで「事故対応経過のご案内」サービスの提供も行っています。

5. 示談

相手方の損害額が確定次第、示談交渉を行います。なお、対人・対物事故ではすべて示談代行を実施します。

6. 保険金請求書類の作成

保険金の額が決定されますと、お支払い手続に必要な請求書類などをご記入・ご提出いただきます。所定の書類を受領後、当社より保険金をお支払いします。ただし、電話確認示談の場合は、保険金請求書類の作成を省略して保険金をお支払いします。(対人・対物事故の場合、事故解決後にお客様アンケート付きの「事故解決のご案内ハガキ」をお送りします)

保険金支払いに関する制度

・自賠責保険の一括払い制度

対人事故および人身傷害事故の保険金をお支払いできる場合で、補償を受けられる方からこの保険の保険金と自賠責保険金を同時にご請求いただいた場合、当社が一括してお支払いします。

・保険金の内払制度

対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも補償を受けられる方が負担すべき被害者の治療費、看護料、休業損害等(自賠責保険で支払済の額を除く)について内払金をお支払いします。

保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、ご契約金額は減額されず満期まで有効です。(ただし、「おりても特約」の「車外身の回り品特約」については保険期間を通じ、ご契約金額が限度となります)

傷害保険

保険金をお支払いするまでの流れ
(右記は概ねの流れです)

1. お客様からの事故発生のご連絡

ソニー損保事故受付サービスセンターへご連絡いただき、事故発生状況、損害(発生)状況などをお伝えください。注意点や事故解決および保険金お支払いまでの流れなどをご説明します。

2. お客様専任担当者のご案内

お客様専任の担当者を決定して担当者より打合せのご連絡をします。

3. 保険金請求書類の作成

当社より保険金請求書類をお送りしますので、入院・通院等の終了後あるいは損害額等が判明次第、お支払い手続に必要な事項をご記入・ご提出ください。(領収書等のご提出をお願いする場合があります) 所定の書類を受領後、当社より保険金をお支払いします。

被保険者または保険金を受け取るべき方が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは保険金をお支払いできません。

保険金支払後の補償内容について

基本の補償については、契約保険金のお支払いが何回あっても、ご契約金額は減額されず満期まで有効です。(各種特約については保険期間を通じ、ご契約金額が限度となるものもあります)

所得補償保険

保険金をお支払いするまでの流れ
(右記は概ねの流れです)

損害サービスは、当社と業務提携をしているユナム・ジャパン傷害保険株式会社と協力して提供しています。

1. お客様からの事故発生のご連絡

ソニー損保事故受付サービスセンターへご連絡ください。保険金お支払いまでの流れをご説明します。

2. お客様専任担当者のご案内

お客様専任の担当者を決定して担当者より打合せのご連絡をします。

3. 保険金請求書類の作成

業務提携をしているユナム・ジャパン傷害保険株式会社より保険金請求書類をお送りしますので、お支払い手続に必要な事項をご記入・ご提出ください。所定の書類を受領後、当社より保険金をお支払いします。

ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは保険金をお支払いできません。

保険金のお支払いは保険証券記載の免責期間の終了後からとなります。

保険金支払後の補償内容について

契約保険金のお支払いが何回あっても、ご契約金額は減額されず満期まで有効です。

(9) 契約締結のしくみ

保険募集の手段について

当社では、お客様と保険会社が直接保険の契約締結を行うダイレクト販売のほか、ダイレクト販売のメリットを活かした代理店を通じての募集、ソニー生命保険株式会社への募集業務委託を行っております。

【ダイレクト販売】

ダイレクト販売では自動車保険を取り扱っています。ダイレクト販売を利用して自動車保険に加入する場合は、当社カスタマーセンターのスタッフから保険商品の内容説明を十分に受けるか、あるいはインターネットのホームページ上で説明を充分にご理解いただいたうえで申込手続きを行って保険料をお支払いください。これで契約手続きは完了しますが、後日、保険証券が届きましたら、契約内容をご確認ください。

なお、当社ではダイレクトに自動車保険にご加入いただくためのお見積り・お申込み方法として、以下のものをご用意しています。

1. 電話

当社カスタマーセンター(0120-919-919)に直接お電話ください。

その場で保険料を算出し、2~3日程度で、商品パンフレットと見積書・申込書をお送りします。見積内容に納得いただけましたら申込書に記入捺印の上当社に返送し、保険料をお支払いください。

2. インターネット

お好きな時に当社インターネットのホームページ(<http://www.919919.com>あるいは、<http://www.sonysonpo.co.jp>)にアクセスしてください。

インターネット上で見積りからお申込みまで完了します。(なお、保険料支払い方法は、インターネット上でのクレジットカード決済、銀行振込、コンビニエンスストアでのお支払いがあります)

3. FAX、あるいは郵送

商品パンフレット等に添付されている見積依頼書を当社にFAX(0120-101-587)あるいは郵送してください。

当社に書類到着後4~5日程度で、商品パンフレットと見積書・申込書をお送りします。

見積内容に納得いただけましたら申込書に記入捺印の上当社に返送し、保険料をお支払いください。

【代理店】

インターネットの比較サイトやクレジットカード会社など、当社のダイレクト販売のメリットを活かせる代理店の皆様と損害保険代理店委託契約を結んでいます。代理店の皆様より案内される商品概要をご確認いただき、当社カスタマーセンターあるいは当社インターネットのホームページにて契約手続きを行ってください。

なお、代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険業法に則って所定の手続きを経て代理店登録を行い、保険会社の代理人として保険募集を行っています。

【募集業務委託】

ソニー生命保険株式会社と、当社商品の募集に関する業務委託契約を締結しており、当社の自動車保険、所得補償保険、傷害保険をソニー生命保険株式会社の営業社員(ライフプランナー)が募集しています。

クーリングオフ制度について

当社では、保険に安心してご加入いただけますよう、ご契約のお申込み後であってもご契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券または継続証を受け取られた日から8日以内であれば、違約金などを負担することなく申し込みの撤回または解除を行うことができます。

6 損害保険用語の解説 (50音順)

買入金銭債権

買入金銭債権の種類は近年多様になってきていますが、「コマーシャル・ペーパー」「一般貸付信託の受益権」などがあります。

買現先勘定

金融商品会計の導入に伴い、従来、買入金銭債権や有価証券に含まれていた売戻条件付きの債券等(国債、コマーシャル・ペーパー等)を計上します。

価格変動準備金

保険会社が保有する株式債権等の資産について、その価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を決算期末に積み立て、株式の売買等による損失が利益を超える場合その差額を取り崩します。

貸倒引当金

貸付金や未収保険料、コールローン等の債権が回収できない場合の損失に備えて、取立不能見込額をあらかじめ引当計上します。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

金銭の信託

信託銀行に金銭を委託し、信託財産として運用する資産のことで、指定金銭信託、特定金銭信託、指定金外信託、特定金外信託があります。

繰延税金資産

税効果会計の適用により計上される法人税等の前払い額です。

繰延税金負債

税効果会計の適用により計上される法人税等の未払い額です。

経常収益

損害保険会社本来の事業活動から毎年度継続的に発生する収益のことで、保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益に分かれ、それらの合計額がまとめて損益計算書の経常収益の科目欄に記載されます。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)の積立保険料を満期時まで運用し、保険会社が予定利率を上回る運用益をあげた場合に、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡って契約を消滅させるのではなく、将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。その代表的なものとして告知義務違反による解除があります。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険の目的(対象)が滅失した場合は保険契約は失効となります。

現金及び預貯金

損害保険会社では集めた保険料の一部を現金と預貯金で保有しています。現金には通貨等のほか、小切手などが含まれます。預貯金には郵便局に預け入れる郵便貯金、銀行に預け入れる普通預金や定期預金、通知預金、譲渡性預金などがあります。

コールローン

銀行や証券会社などの金融機関等に対するごく短期間の貸付金のことで、貸出先が金融機関に限られています。貸出期間が短いので損害保険会社などの貸し手が、貸出先である金融機関に対してコール(呼ぶ)すればすぐ戻ってくる短期間の貸付金であることからコールローンと呼ばれています。

告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事項について事実を偽って申し出てはならないという義務をいいます。

再調達価額

保険の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価(額)になります。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、自社の引き受けた保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に付保するときに支払う保険料のことをいいます。これは引き受ける保険会社では受再保険料となります。

時価(額)

保険の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「一般管理費及び営業費」、「諸手数料及び集金費」などを総称していいます。

資産運用収益

損害保険会社が保有している資産を運用することで得られた収益を損益計算書に計上するもので、利息及び配当金収入、有価証券売却益などがあります。

利息及び配当金収入

主として運用資産から生じる利息、配当金等の収入を計上するもので、具体的には、預金利息、株主配当金、貸付利息等です。

有価証券売却益

有価証券の売却によって生じた差益を計上します。

資本金

資本金とは、商法に定められた株式会社の法定資本の金額を示したものであり、通常は株主から払い込まれた資金の一部が計上されます。保険業法では、保険会社は10億円以上の資本金が必要とされています。

商品有価証券

保険会社が、投資の目的ではなく、不特定多数の投資家への転売目的で保有している有価証券です。

剰余金

保険会社の資本金と法定準備金以外の資本で過去の利益処分などによって積み立てたものです。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険料控除制度

火災保険や傷害保険、医療費用保険等を契約して保険料を支払うと、所得税法および地方税法上、その支払い保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の課税所得から差し引かれる制度をいいます。

損害保険料率算定会

「損害保険料率算出団体に関する法律」により、昭和23年に特殊法人として設立された料率算出団体で、火災保険・地震保険・傷害保険等に関する参考純率の算出等を主要な業務としています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

大数の法則

ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくことを大数の法則といます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率です。

通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、契約者が保険会社に連絡する義務をいいます。

積立保険

保険の補償機能に加え、満期時には満期返戻金を支払うという貯蓄機能もあわせ持った長期の保険で、補償内容や貯蓄機能の多様化により、各種の商品があります。

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

比例てん補

損害が発生した時、保険金額(ご契約金額)が保険価額(保険の対象とした物の実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いすることをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法定準備金

損害保険会社が、商法や保険業法で資本の部に積み立てることが義務付けられた積立金をいい、貸借対照表の資本の部に計上します。

保険価額

被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあります。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

保険金額

契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人
をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負
います。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために
保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、
責任準備金などがあります。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのもの
について、保険金支払いのために積み立てる準備金のことを
いいます。

責任準備金

将来の保険金支払いなど保険契約上保険会社が負う債務
に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これ
には、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応
する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険
において満期返戻金・契約者配当金の支払いに備えるため
の「払戻積立金」「契約者配当準備金」、および、異常
な大災害に備えるための「異常危険準備金」などがあります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件とし
て保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、
交通事故、人の死傷などがその例です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、
貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険
での自動車などがこれにあたります。

保険引受収益

損害保険会社の収益のメインとなる部分で、保険契約の
引き受けに関連して生じる収益を計上するものです。正味
収入保険料、収入積立保険料、積立保険料等運用益など
があります。

正味収入保険料

契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)から再保
険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)
し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料を
いいます。

積立保険料等運用益

積立保険、自賠責保険、地震保険のために積み立てる責任
準備金にかかる運用益を計上します。

保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類
の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険
約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を
補充・変更・排除する特別約款(特約条項)とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、
保険契約者が支払う金銭のことです。

満期返戻金

積立保険(貯蓄型保険)などで、契約が満期まで有効に存続
し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険
会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。その
金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は
保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金
支払いの義務を負いますが、特定の事項が生じたときは例外
としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争
その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招
いた事故、地震、噴火、津波等による事故などです。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害に
ついて、契約者または被保険者が自己負担するものとして
設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、
免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を
支払う方式とがあります。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のこ
とをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場
合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられて
います。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約(A)について再
保険契約がなされているとき、再保険契約に対して保険
契約(A)を元受保険といいます。また、保険会社が個々の
契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

元受保険料

元受保険契約に基づいて保険会社が領収する保険料を
いいます。

お客様相談室

0120-101-656

携帯電話・PHSからは、03-5744-0507

(9:00～17:30 日曜・祝日も受付)

ホームページ <http://www.sonysonpo.co.jp>

ソニー損保 アニュアルレポート 2001/資料編

2001年8月発行

ソニー損害保険株式会社 経営管理部

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

TEL. 03-5744-0300(代表)



ソニー損害保険株式会社